

舞鶴市優秀スポーツ賞表彰基準

（趣 旨）

第 1 条 本市のスポーツの普及振興及び競技力向上に資するため、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者、又は団体、並びにスポーツの普及振興に貢献した者、又は団体に舞鶴市優秀スポーツ賞を授与する。

（被表彰者及び表彰の種別と基準）

第 2 条 本市に居住、在学、勤務する者、及び本市出身者（本市の小学校、中学校、高等学校を卒業した者で本市が帰省先となっている者）で、表彰は優秀賞、特別賞及び特別優秀賞並びに功労賞とし、次の基準のいずれかを満たす者とする。

（1）優秀賞

全国大会において優秀な成績を収めた者、又は団体
国際大会に出場した者、又は団体

（2）特別賞

国際大会において優秀な成績を収めた者、又は団体
世界大会に出場した者、又は団体

（3）特別優秀賞

世界大会において優秀な成績を収めた者、又は団体
オリンピック・パラリンピック等に出場した者、又は団体

（4）功労賞

多年にわたり優秀な選手の育成に功績のあった指導者（おおむね 10 年以上）
多年にわたり選手の育成に功績のあった指導者（おおむね 20 年以上）
スポーツの普及振興に功績のあった者、又は団体（おおむね 20 年以上）

（5）指導者奨励賞

多年にわたり選手の育成に功績のあった指導者（おおむね 10 年以上）

（被表彰者の推薦及び決定）

第 3 条 被表彰者については、関係各学校の校長または関係各競技団体の長の推薦に基づき、別に定める懇話会の意見を聴いて市長が決定する。

（表彰の内容）

第 4 条 表彰は、表彰状と記念品を授与する。

（表彰の時期）

第 5 条 表彰は毎年 1 回（市長が必要と認める場合は随時）とし、対象期間の翌年の 3 月末までに行う。

（その他）

第 6 条 この基準に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。